上野事務所ニュース

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

雇用保険 高年齢被保 険者の保険 料免除につ いて

現在、保険年度の初日(2019年4月1日)において満64歳以上の雇用保険被保険者は、雇用保険料が、被

保険者負担分および事業主負担分とも に免除されています。この保険料免除 は令和元年度までとなっており、令和 2年4月分より雇用保険に加入してい るすべての従業員から雇用保険料を徴 収することになります。

4 月分給与計算の際には、他の従業 員同様に、給与から本人負担分を控除 するよう、ご注意ください。

なお、雇用保険料の目安は下図のとおりです。令和2年の概算保険料に含めて計算し、納付することになります。一般の事業(建設業、農林水産業以外)

132-2-3-214 (
給与額(月額)	本人負担分	事業主負担分		
10万円	300円	600円		
15 万円	450円	900円		

^{*}雇用保険料率は、本人負担分が 0.3%、事業主 負担分が 0.6%です。

建設業

給与額(月額)	本人負担分	事業主負担分
10 万円	400円	图 008
15万円	600円	1200円

^{*}雇用保険料率は、本人負担分が 0.4%、事業主 負担分が 0.8%です。

農林水産業

	給与額(月額)	本人負担分	事業主負担分
Ī	10 万円	300円	700円
	15 万円	450円	1050円

^{*}雇用保険料率は、本人負担分が 0.3%、事業主 負担分が 0.7%です。

パワーハラ スメントに ついて 改正労働施策総合 推進法(令和元年6 月5日公布)では、 事業主に対して、パ ワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けています。(中小企業は公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務)

職場におけるパワーハラスメントとは、次の3つの要素を全て満たすものです。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより
- ③労働者の就業環境が害されること 上記3つの要素を満たしている典型的なパワーハラスメントとして、6つの行為類型が例示されています。

フの自動類土の内がしてているが。				
類型	例			
身体的な攻撃	上司が部下に対して、殴 打、足蹴りをする。			
精神的な攻撃	上司が部下に対して、人格 を否定するような発言をす る。			
人間関係からの切り離し	自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする。			
過大な要求	上司が部下に対して、長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係ない作業を命ずる。			
過小な要求	上司が管理職である部下を 退職させるため、誰でも遂 行可能な業務を行わせる。			
個の侵害	思想・信条を理由し、集団 で同僚1人に対して、職場 内外で継続的に監視した り、他の社員に接触しない よう働きかけたり、私物の 写真撮影をしたりする。			

職場内でパワーハラスメントに関する問題が発生すると、企業が直接関与していなくても、使用者責任を問われる可能性があります。

具体的な措置の内容については、今 後厚生労働省によって示されますので、 事務所ニュースなどを通じてお知らせ します。

労災保険 と損害賠 償につい て② 労働者が業務中や通 勤途中に自動車事故に よって負傷した場合に は、労災保険の給付と自 賠責保険等(自動車損害

賠償責任保険又は自動車損害賠償責任 共済)の保険金支払いを受けることが できます。しかし、どちらも損害の填 補を目的としているので、支払の調整 が行われます。どちらを先に受けるか は、被災労働者が選択できますが、原 則的には自賠責保険等の支払いを先に 行うこととしています。(先に自賠責保 険等の保険金支払いを受けることを 「自賠先行」といいます。)

自賠責保険等は労災保険の給付より幅が広くなっているので、以下のような点において、被災労働者にとって有利な点が多いです。

- 労災保険では給付されない慰謝料が 支払われる。
- ・療養費の対象が労災保険より幅広い。
- 休業損害が原則として 100%填補 される。

自賠先行の場合には、自賠責保険等の限度額*までを先に受け、損害額が保険金の限度額を超えてから労災保険に請求することができます。

*自賠責保険等の保険金額の上限は、死亡による損害は3,000万円、傷害による損害の場合は120万円となっています。

労災保険の給付を先に受ける場合には、国が労災保険の給付額を自賠責保 険等に求償することになるため、自賠 責保険等からの支払いを受けることは できません。

どちらを先に受けた方が良いかは、 事故の状況などによっても変わってき ますので、慎重な対応が必要です。 外国人雇用 状況の届出 の変更につ いて

令和2年3月1日 以降に、雇入れ、離職を した外国人についての 外国人雇用状況の届出

において、在留カード番号の記載が必須となります。在留カード番号とは、在留カードの右上に記載されている12桁(英字2桁-数字8桁-英字2桁)の番号です。届出方法は、雇用保険被保険者とそれ以外の場合で異なります。

【雇用保険の被保険者となる場合】

雇用保険被保険者資格取得届または 資格喪失届と一緒に、在留カード番号を記載した専用の別様式を提出し ます。(令和2年度中に資格取得届、資格 喪失届内に在留カード番号が記載できる予 定です。)

【雇用保険被保険者以外の場合】 外国人雇用状況届出書に在留カード 番号を記載して提出します。

* どちらの場合においても、提出先は事業 所所在地を管轄するハローワークです。

Q&A なぜなにどうして?

図: 社員旅行のために積立金として毎月3,000円を社員の給与から控除しています。雇い入れ時には、本人に給与から控除することを伝え、了承を得ています。他に注意すべきことはありますか?



A:賃金は全額を支払うことが 原則ですが、以下のものは控除 して良いことになっています。

①税金や社会保険料など法令 で定められたもの

②従業員の過半数組合や過半数代表者と「賃金控除協定」を結び、その協定に定められたもの

社員旅行の積立金は、②にあたりますので、賃金控除協定を結んでいない場合には、協定を結んだ上で控除してください。なお、賃金控除協定は、労働基準監督署等への届出は不要です。